

## 桜美林大学校友会会則（2018年7月19日制定）

### （名称及び所在）

第1条 本会は、桜美林大学校友会（英字表記：Oberlin University Alumni Association）と称する。

第2条 本会は、本部事務局を東京都町田市常盤町3758番地桜美林大学内に置く。

### （目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、桜美林大学との関係を密にし、桜美林大学の発展に寄与することを目的とする。

### （活動内容）

第4条 本会は目的を達成する為に、次の活動を行う。

- （1）桜美林大学を支援する
- （2）校友会員データの管理、保護
- （3）会報の発行
- （4）情報収集及び情報提供
- （5）校友会員相互の交流、各登録団体及び活動への支援
- （6）在学生に対する支援、援助
- （7）その他、目的を達成する為に必要な活動

### （会員）

第5条 本会は次の者をもって会員とする。

- （1）正会員
  - イ 桜美林大学、大学院、短期大学卒業生及び出身者
  - ロ 現旧専任教員、名誉博士、桜美林学園職員で入会を希望する者
- （2）準会員  
桜美林大学、大学院に在籍する学生
- （3）賛助会員  
本会の活動を支援する法人又は個人で幹事会の承認を受けた者

### （終身会員）

第6条 第5条に定める会員において、第7条に定める終身会費を納入した者を終身会員とする。

### （会費）

第7条 本会員は所定の会費を納入するものとする。

- 2 会費に関する事項については別に定める。

3 本会は、主として会費を納入した会員に対し、事業を行う。

#### (会員情報の届出)

第8条 本会員は、氏名、現住所、職業等を本会に通知し、変更が生じた場合及び会員の死亡を知った場合は速やかに届け出るものとする。

2 本会の会員に関する個人情報の管理については、学校法人桜美林学園が定める「桜美林学園プライバシーポリシー」に定めるところにより行うものとする。

#### (役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 幹事 4名以上8名以内
- (5) 会計監事 1名以上3名以内

#### (役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、幹事会の決定に基づき会務を執行しその責任を負う。必要に応じて、幹事に会務の執行を分担させることができる。
- (3) 幹事は、幹事会の構成員として本会の会務を決定すると共に、会長及び副会長を補佐し、本会則の定めるところにより代行者に指名された場合は、その職務を代行する。
- (4) 会計監事は、会計を監査する。

#### (役員選出方法)

第11条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 名誉会長は、桜美林大学総長が就任する。
- (2) 名誉会長は、会長、副会長を任命及び解任することが出来る。
- (3) 幹事は、会長が幹事会の承認を得て会員の中から任命する。また、解任についても同様とする。
- (4) 会計監事は、会長が幹事会の承認を得て、会員の中から任命する。また、解任についても同様とする。

#### (役員任期)

第12条 役員任期は4年とし、再任を妨げない。但し、3期までを限度とする。

2 役員は、前項の期間を経過した後も、新たに後任者が決定するまでは引続きその

職務を行うものとする。

#### (評議員)

第 13 条 本会に本会員の中から卒業年次別校友会の代表として評議員を置く。

- 2 評議員会は、各年次校友会から推薦された各代表者の内から、最大 30 名を幹事会で選出して構成する。また、各年次校友会が推薦する代表者の選出方法及び任期については各年次校友会の定める方法による。

#### (評議員の職務)

第 14 条 評議員は次の各号に対して各年次校友会の意見を収集、集約し、評議員会で具申しなければならない。

- (1) 本会の運営に関わること。
- (2) 本会の事業・企画に関わること。
- (3) 本会の予算及び決算に関わること。
- (4) その他上記に関連すること。

#### (会議)

第 15 条 本会に次の会議を置く。

- (1) 評議員会
  - (2) 幹事会
- 2 前項の会議は、会長が招集し、その議長となる。
  - 3 第 1 項の会議の議事については、議事録を作成するものとする。

#### (評議員会)

第 16 条 評議員会は、会長が、原則として年 1 回これを招集する。また、緊急の事態が生じた際には、臨時評議員会の招集を行うことができる。

- 2 評議員会の議事は、第 13 条で規定する内容を原則とする。
- 3 評議員会は、幹事会からの諮問に答える。また、評議員会は、前項の議事について、幹事会に対し意見を述べることができる。

#### (幹事会)

第 17 条 幹事会は、会長が、必要に応じてこれを招集する。

- 2 幹事会は、第 8 条に定める構成員の過半数をもって成立する。幹事会は本会の最高議決機関とし、議事は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第 4 条に定める事項について、評議員会の意見を聞き、すべての会務を議事する。

#### (役員報酬及び旅費等の支給)

第 18 条 役員は無報酬とする。ただし、相当の理由がある場合に限り、幹事会の議を経て、報酬を支給することができる。また、役員の出張、会議参加等の旅費・交通費、会議費については、学校法人桜美林学園関係諸規程に準拠し支給する。

#### (会計)

第 19 条 本会の会計は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

- 2 本会の予算及び決算は、評議員会において意見を聞き、幹事会において承認を得る。
- 3 本会の資産は事務局が管理し、その運用、変更等については会長及び幹事会の承認を得る。
- 4 本会の収支は会計監査役員のもと、事務局及び組織委員会が管理する。
- 5 本会の維持興隆を目的とする会員及び有志の金品寄付はこれを受理する。

#### (事務局)

第 20 条 本会は任務を遂行するために事務局を置く。

- 2 事務局長は、校友課課長とする。

#### (支部組織)

第 21 条 本会は海外、国内、学群、ゼミ、クラブ、サークル、職域等に支部及び支部長を設けることができる。

- 2 各支部の設立並びに会則は、幹事会の承認を必要とする。

#### (会則の変更)

第 22 条 本会則の変更は、幹事会の承認を得るものとする。但し、急を要するなど特別な事象が発生した場合は、会長・副会長の協議により変更を行うことができるものとする。

#### (会員資格)

第 23 条 本会員については、本会の名誉を毀損した者或いは会員の資格なしと認められた者は、幹事会の議決によりこれを除名することができる。

- 2 支部長については、本会の会則、諸規約に反する行為並びに相応しくない行為等があった場合は、幹事会の議決により解任することができる。
- 3 会員の年会費の全部及び一部を 1 年以上滞納した場合は、幹事会は会員の資格を喪失させることができる。

#### 附 則

- 1 第 7 条に定める正会員の会費の納入については、2022 年度以降の卒業生より卒業年度に年会費 10 年分を学納金納入時に委託徴収する。その他の正会員及び賛助会

員についてはそれぞれの年会費を入会時及び更新時に徴収するものとする。

2 この会則は、2018年7月19日から施行する。

2018年12月22日 改正